

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

- 第4条の2 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊客に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。(静岡県旅館業法施行条例第5条による。)

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求められます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないと

きは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (6) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。(静岡県旅館業法施行条例第5条による。)
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過2時間まで3,000円(税別)(客室タイプにより料金が異なります)
- (2) 2時間を超過する場合は、宿泊料金に準ずる料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した「ご利用のしおり」に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ.門限	午前 0時00分	
ロ.フロントサービス	午前 7時00分から	午後 10時00分まで

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

イ.朝食	午前 7時00分から	午前 9時00分まで
ロ.昼食	午前 11時30分から	午後 2時00分まで
ハ.夕食	午後 5時30分から	午後 9時00分まで

ニ.その他の飲食等

(3) 附帯施設のサービス施設時間:

イ.ティーラウンジ	午前 8時30分から	午後 9時00分まで
ロ.料亭 美 咲	午前 11時30分から	午後 2時00分まで (昼食)
	午後 5時30分から	午後 8時30分まで (夕食)
	午後 9時00分から	午後 11時30分まで (夜食)
ハ.中華レストラン彩嘉	午前 11時30分から	午後 2時00分まで (昼食)
	午後 5時30分から	午後 8時30分まで (夕食)
ニ.カラオケルーム	午後 8時30分から	午後 11時30分まで
ホ.スターライト	午後 8時30分から	午後 11時30分まで
ホ.売店	午前 7時30分から	午後 9時30分まで

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテル(館)がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(宿泊客見舞金)

第 19 条 当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に障害以外の事由により死亡した場合には、別に定める宿泊客見舞金規定に記載の事項を実施いたします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内	訳
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	宿 泊 料 金	① 基本宿泊料 (室料+朝・夕食等の飲食料) ② サービス料 (①× 0 %)	
	追 加 料 金	③ 追加飲食 (朝・夕以外の飲食料)及びその他の利用料金 ④ サービス料 (③× 0 %)	
	税 金	イ 消費税 ロ 入湯税	

- 備考 1. 基本宿泊料はフロント等に掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の 70%、子供用食事と寝具を提供したときは 50%、寝具のみを提供したときは 30%をいただきます。
3. 寝具及び食事を提供しない幼児については、1,000 円 (税別) をいただきます。
(夏季・年末年始は 1 名 2,000 円 (税別))

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を 受けた日 契約申込人員	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3	6	8	15
					5	7	14	30
					日 前	日 前	日 前	日 前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%			
15名 ~ 30名まで	100%	100%	50%	30%	30%			
31名 ~ 100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	20%	10%	
101名以上	100%	100%	80%	50%	30%	30%	15%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金はいただきません。

別表第2 違約金(第6条第2項関係) 貸切宿泊契約の場合

契約解除の通知を受 けた日	宿泊日の前日より起算して						
	当日の取消し	前日から2日前 の取消し	3日前から14日 前の取消し	15日前から30 日前の取消し	31日前から90 日前の取消し	91日前から120 日前の取消し	121日前から180 日前の取消し
貸切宿泊基本料に対 する料率	100%	90%	80%	70%	50%	40%	20%

- (注) 1. 貸切宿泊基本料は、設定人員から減員になりましても料金は一律となります。



ご利用のしおり

ホテルアンピア松風閣

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第10条に定めのある通り、その遵守にご協力くださいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、また場合によっては損害をご負担頂くこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

●火災予防上お守りいただきたい事項

1. 館内への暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等の持ち込みとご使用は堅くお断りします。
2. その他すべての火災の原因となるような行為はおやめください。
3. 消防用設備等へのいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

●保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中のお部屋からお出かけになられる節には施錠をご確認ください。
2. 館外へお出かけの時は、フロントに鍵をお預けになられますようお願い申し上げます。
3. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。ご面会はロビー又はラウンジをご利用ください。

●貴重品、お預り品及び遺失物のお取り扱いについて

1. 客室に備付の金庫は、お客様が自由にお使い頂けるよう備付けてありますが、簡易なものですから、現金・貴重品については事故防止のため、必ずフロントにお預けください。
2. ご滞在中に、現金・貴重品等をフロントにお預けにならず、滅失・毀損等によって生じた損害については、一定の限度額の範囲でしか賠償致しかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。
3. コンタクトレンズの洗浄・保管に当館の什器・備品（グラス等）を使用しないでください。清掃時紛失の原因となりますのでバッグ等に保管してください。極小の物ですので単品で放置し清掃時紛失しても、当館はその責を負いません。
4. 遺失物等の処理につきましては、宿泊約款第16条第2項及び3項の定めるところによります。

●お支払いについて

1. 料金のお支払いは、通貨および当館が認めた宿泊券若しくはクレジットカード等により、ご出発時又は当館が請求した時、フロントでお支払いいただきますのでご了承ください。なお、宿泊券・クレジットカード等、通貨に代わり得る方法によりお支払いいただくときは、事前にご提示ください。
2. 旅行小切手（トラベラーズチェック）でのお支払いはお受けできませんので、ご了承ください。
3. 館内のバー等をサインにてご利用される場合は、お手数ですが、客室鍵をご提示ください。なお、現金・各種乗物の切符代、タクシー代、切手代、送料等のお立替はお断りさせていただきます。
4. 都合により、ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので、ご了承ください。



ご利用のしおり

ホテルアンピア松風閣

●その他お守りいただきたい事項

1. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬・猫・小鳥・その他の動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられている物のお持ち込みはお断りします。
2. 館内で高声・放歌・喧騒な行為、賭博、風紀・法安を乱すような行為、お客様の迷惑になるような言動はなさらないようお願い申し上げます。（状況により警察への通報、警察官の立入を要請します。）
3. 当館の許可なく、客室・ロビー等を営業行為（展示・広告・宣伝・販売等）などの他の目的にご使用にならないようお願い申し上げます。
4. 館内の施設・備品の現状を著しく変更してご使用になることはおやめください。
5. 客室の窓側・ベランダ・廊下またはロビー等に物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
6. 風呂及び洗面所のご使用後は、必ず給湯水を止めてください。もし、流し放しで溢れさせますと、隣室・地下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意願います。
7. 下駄・ゴム長靴等での入館はご遠慮願います。
8. 未成年のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきますのでご了承ください。
9. エネルギーを大切に使うため、節電・節水にご協力のほどお願い申し上げます。
10. 緊急時のご連絡のため、客室に備付けのご芳名カードにご宿泊者全員の氏名・連絡先をご記入ください。
11. 静岡県焼津警察署の指導により、予約後、暴力団並びに暴力団関係者と判明した場合、予約を取消させていただきます。
12. 刺青のあるお客様の大浴場・露天風呂及びスカイプールのご利用はお断りします。
13. 健康増進法における受動喫煙防止対策により、決められた場所以外での喫煙はおやめください。
14. 当館の客室はすべて禁煙部屋です。万が一、客室内で喫煙したことが明らかになった場合、空調設備や装備品のクリーニング費用として、原状回復費を請求します。また、クリーニング完了まで客室販売が出来ない場合、該当期間の損失補償料もいただく場合がございますので、ご了承ください。クリーニング費用の目安は、和室44,000円、洋室38,500円です。損失補償料は一日当たり、5階～7階と9階の和室は44,000円 洋室は38,500円、8階と10階（特別室を除く）は66,000円、特別室は99,000円です。